

## 議案第67号

富士見市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について  
富士見市印鑑条例（昭和49年条例第37号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年9月1日提出

富士見市長 星野光弘

### 提案理由

個人番号カードを利用した多機能端末機による印鑑登録証明書の交付の実施等に伴い、富士見市印鑑条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

## 富士見市印鑑条例の一部を改正する条例

富士見市印鑑条例（昭和49年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「市内に住所を有し、」を削る。

第5条第1項中「当該申請」を「当該登録申請」に改め、同条第4項中「別に」を「規則で」に、「、又は当該申請が本人の意思に基づかないものであることが明らかになったときは、当該申請を受理してはならない」を「は、当該登録申請の印鑑の登録をしてはならない」に改める。

第9条第1項中「書面」を「カード」に改める。

第10条を削り、第11条を第10条とする。

第12条中「第15条」を「第13条」に改め、同条を第11条とする。

第13条を削り、第14条を第12条とし、第15条を第13条とする。

第16条第1項中「、第11条、第13条及び第14条」を「及び第12条」に改め、同条を第14条とし、第17条を第15条とする。

第18条第1項中「印鑑登録証明書の交付を受けようとする印鑑登録者又はその代理人は」を「印鑑登録者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは」に改め、同条第3項中「第16条第2項及び第3項」を「第14条第2項及び第3項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前3項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、多機能端末機（本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を使用し、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

第18条を第16条とし、第19条を第17条とする。

第20条の見出し中「の拒否」を「をすることができない場合」に改め、同条中「印鑑登録者又はその代理人が」を削り、同条第1号中「がないとき」を「を求めた

場合において、これに応じないとき」に改め、同条を第18条とし、第21条を第19条とし、第22条から第24条までを2条ずつ繰り上げる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条に1項を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。